

議案第1号

杉並区長等の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和8年1月14日

提出者 杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区長等の給料の特例に関する条例

区長及び保健福祉部を担任する副区長の令和8年2月1日から同月28日までの間における給料の月額は、杉並区長等の給与等に関する条例（昭和32年杉並区条例第15号）第2条の規定にかかわらず、同条例別表第1に規定する月額からその100分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、同条に規定する手当に係る規定の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

区長等の給料を減額する必要がある。